





します。そして、皆さんが成長すれば未曾有の不景気の中、必死で頑張っている関与先中小企業を救うことができるのです。

会員の皆さん、職員の皆さん、研修に積極的に参加して下さい。

## 上級試験結果報告

渋谷支部 税理士法人 K&K Japan 齋藤 毅

# 上級職員試験合格体験談



代表社員の号令の下、久々の受験勉強でしたが、数年間にわたり、税法4科目とTKCシステムの理解及び職業会計人たる者の必須の知識である職業倫理、巡回監査の研修の参加と試験勉強を行い21年度に全ての科目で合格しました。

その勉強を進めていくうちに、TKC会計人の基本理念や飯塚毅初代会長が説いた「自利とは利他をいう」の精神は職業会計人だけではなく一人の人間として、社会人として正しい使命感を持つ上で絶対に必要なことであると痛感し、希望を持ってこの業界に飛び込んだ日の志を鮮明に思い出し、改めて自分が選択した道が誤りでなかったと思いました。

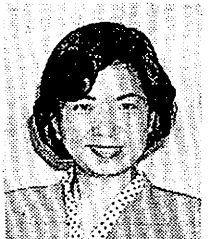
また、巡回監査の研修等において、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で租税正義の実現を図るという使命を果たさなければならず、その為の巡回監査であり、巡回監査を実施せずに税理士が要請する真正の事実立脚した業務の遂行は不可能である。」という巡回監査の必要性を再確認するものでもありました。

仕事をしながらの受験勉強は時間的な制限もありましたが、知識を増やすこと、知識の再確認をすることは自らを向上させる為に必要不可欠なことだと思います。上級試験に合格した今後も初心を忘れることなく、上級職員会計人として、日々の業務に今回勉強した知識を念頭に置いた業務を遂行していきたいと思っています。

## 体験報告

世田谷目黒支部 小出 絹恵

# 書面添付と意見聴取



税務調査と意見聴取が増えています。先生方の事務所は如何ですか。うちでは、9月に2件の意見聴取を受けました。今回はそのご報告をさせていただきます。

9月の2件と2年前に1件、今までに3件の意見聴取を受けたことがあります。3件ともその後の税務調査は省略となりました。9月に行われた意見聴取については、「意見聴取結果についてのお知らせ」（いわゆる調査省略通知）を書面でいただきました。

意見聴取は、通常の税務調査のように、「先生の関与先さんの株式会社〇〇さんの意見聴取を行いますか？」と、電話があるところから始まります。通常と異なるところは、その電話が統括官から来るということでしょうか。

日程を調整して、基本的には税理士が税務署に赴いて意見聴取を受けることとなりますが、場合によっては、電話の応答で済んでしまうこともあります。

私の場合も、1件は電話で済みました。税務署に

持参する資料ですが、指示されたものがあれば持参すればよいと思います。私の場合は、仕入の元帳を見せて欲しいと言われたので持参しましたが、もう一方の税務署からは特に何も言われませんでした。署の指示どおりにすればよいと思います。意見聴取のときに、「後で〇〇の資料をファックスしてください。」と言われることもあります。

所要時間は1時間程度です。書面添付で記載したことを中心に聞かれます。書面には、帳簿作成の基になった資料、提示を受けた書類、計算し整理した主な事項、相談に応じた事項について、具体的に記載することになっておりますので、結局、決算書のほとんど全ての事項を網羅した内容となりますが、署の対応は、何か非違を見つけて増差を取ろうというスタンスではなく、申告内容に問題がなければ調査省略にしていこう、という姿勢に見えました。

本格的に始まった「書面添付+意見聴取」の運用ですが、これは、納税者・税理士・税務署三者の信頼をベースにしてはじめて成り立つ制度であり、私たち税理士の果たす役割は大きいと感じています。